様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ぜいりしほうじんはがっくす  一般事業主の氏名又は名称 税理士法人ハガックス  （ふりがな）はが　やすのり  （法人の場合）代表者の氏名 芳賀　保則  住所　〒150-0031  東京都 渋谷区 桜丘町２８番６号  法人番号　3011005002671  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　「DX戦略」を策定しました | | 公表日 | ①　2025年 6月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　HP上に提示  　https://www.hagax.com/dx  　（１）DX戦略について　より | | 記載内容抜粋 | ①　税理士法人ハガックスは「経営者の時間を1分でも大事にする」という経営理念を実現するため、クラウドツールやAIを活用したDXを戦略的に推進しています。  税理士業務はDXとの親和性が高く、データ活用や自動化の有無によって業務効率やサービス品質に大きな差が生じると認識しています。自社の業務データ（作業時間・研修履歴等）やクライアントの会計・税務データをクラウド上で一元管理し、効率化と高付加価値サービス提供につなげています。  また、現状（As is）と目指す姿（To be）のギャップを定量的に把握し、改善策を毎年見直すことで持続的な成長を図っています。電子帳簿保存法やデジタルインボイス制度など制度改正にも迅速に対応し、進化の早いAIに代替されない付加価値型サービスを提供し続けることを戦略としています。  さらに、挑戦を奨励し失敗を許容する文化を醸成し、社員のリスキリングとスキル可視化を進めることで、顧客満足と従業員満足を両立させ、社会的信頼の高い事務所を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　代表社員・社員が参加する、当事務所の意思決定機関である、役員会議にて方針を承認する。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　「DX戦略」を策定しました | | 公表日 | ①　2025年 6月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　HP上に提示  　https://www.hagax.com/dx  　（２）具体的なDX戦略及び指標 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略①  最大限の効率化を前提としたクラウドツールの導入を推進し、単純なデータ移行や組織内の重複作業など付加価値の低い業務を排除します。これにより、会計・税務データをクラウド上に一元管理し、AIや分析ツールを活用することで業務効率と正確性を高め、高付加価値サービスに注力します。  DX戦略②  「経営者の時間を1分でも大事にする」という理念に基づき、クライアント負担の軽減に取り組みます。問い合わせ窓口やデータの集約、手続きの電子化を進めるとともに、蓄積した顧客データを分析し、経営判断に資する情報提供や新たな付加価値の創出を目指します。  DX戦略③  自社のDX推進で得たノウハウを基盤に、クライアント先の業務効率化や電子帳簿保存法・デジタルインボイス対応を支援するDXコンサルティングを新事業として展開します。補助金情報や法改正データも活用し、最適な支援を行います。  上記戦略を実現するため、6項目からなる「税理士法人のDX認定指標（六角形）」を定義し、顧客・従業員双方の利便性と満足度向上を追求します。各項目について定量的な評価指標（KPI）を設定し、As is - To be の差分を毎年見直すことで、PDCAサイクルを確実に実行します。また、成果はレーダーチャート等で公表し、ステークホルダーとの信頼性を担保します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　代表社員・社員が参加する、当事務所の意思決定機関である、役員会議にて方針を承認する。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　「DX戦略」を策定しました  　（３）DX戦略組織体制及び人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　【専門チームの結成】  DX推進にあたり、税理士・中小企業診断士・ITコーディネーター等による「C&Cチーム（コンサルチーム）」を社内に結成しました。代表社員がチーム長を務めることで、迅速な意思決定と責任ある推進体制を整備しています。  【DX人材の育成・確保】  従業員のリスキリングを計画的に実施し、DX関連資格取得の推奨やデジタルツール研修時間の確保を定量的な指標として設定しています。さらに、デジタルスキル標準（DSS）に基づくスキル診断を導入し、スキルの可視化と個別リスキリング計画に活用します。また、外部コンサルタントとの協力体制や定期的な意見交換を通じて、最新の知見や実践的なノウハウを取り入れ、組織文化への定着と人材確保を図っています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　「DX戦略」を策定しました  　「（４）DX戦略における環境整備」及び「（６）生成ＡＩの利活用ガイドラインの策定とＡＩ環境整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　（４）DX戦略における環境整備  最新の情報処理技術の導入について、定量的な指標（導入数・利用率・生産性改善率など）を設定し、恒常的に新技術の調査・採用を行う体制を確立します。  代表社員がチーム長を務め、迅速な意思決定と予算確保を実現し、経営戦略と連動したDX推進を行います。  基幹システムやコミュニケーションツールをクラウド化し、業務データを一元管理することで、業務効率化・データ分析による付加価値創出を図ります。  SECURITY ACTIONを基にして、社内の端末、ネットワークのセキュリティを強化します。  （６）生成ＡＩの利活用ガイドラインの策定とＡＩ環境整備  当事務所では、従業員の生成AI利活用を進めるために「生成AI利活用ガイドライン」を策定し、安全で効果的な運用基盤を整備する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　「DX戦略」を策定しました | | 公表日 | ①　2025年 6月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　HP上に提示  　https://www.hagax.com/dx  　（２）具体的なDX戦略及び指標 | | 記載内容抜粋 | ①　「税理士法人のDX認定指標（六角形）」の6項目を5段階で評価する。項目ごとに複数の指標を設定することで、偏りを防ぐ。  項目ごとの、主な指標は以下の通り。  「DX戦略における、中小税理士法人の六角形」の6項目を5段階で評価いたします。項目ごとに複数の指標を設定することで、偏りを防ぎます。  項目ごとの、主な指標は以下の通りです。  ①  社員のDXレベル向上  ・DX関連の資格取得者数  ・デジタルツールの研修実施時間数  ②  働き方改革へのDX活用  ・テレワーク可能業務整備  ・付加価値の低い作業の自動化  ③  業務効率化・生産性向上へのDX活用  ・デジタルツールの導入検討件数  ・利用ツール、検討ツールの評価  ④  クライアント発着資料のデジタル化  ・納品物の郵便発送率  ・顧客提供資料（PBC（prepared by client）のクラウド共有率  ⑤  クライアントのDX化  ・ダイレクト納付率  ・zoom面談利用率  ⑥  その他業務改革・新サービスへのDX活用等  ・電帳法等のDXコンサルタント  ・記帳代行の効率化  (https://www.hagax.com/dx/)にて公表しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月 2日 | | 発信方法 | ①　「DX戦略」を策定しました  　HP上に提示  　https://www.hagax.com/dx  　税理士法人ハガックスホームページ | | 発信内容 | ①　当事務所は「DX戦略」を策定し、経営理念と連動した取組を推進しています。Chatworkの導入により、コミュニケーションツールとしてだけでなく、所内での情報共有・標準化を実現しました。また、Google Driveによるデータの一元管理と共有、勤怠管理システム「KING OF TIME」、経費精算システム「マネーフォワード経費」等の導入により、既に一定のDX化を実現しています。  しかし、加速するデジタル化の波に対応し、業界競争力を維持・強化するため、DX推進の専門チーム「C&Cチーム」を設立しました。同チームが中心となり、最新技術の導入検討、データ活用方策、サイバーセキュリティ対策を進め、継続的にAs is - To beのギャップを定量的に把握し改善していきます。  さらに、DX認定の取組方針や進捗状況を積極的に情報公開し、ステークホルダーとの双方向の対話を図ります。これにより、当事務所の透明性と信頼性を高めるとともに、顧客のDX支援や補助金申請サポートなど、社会的に価値あるサービスの提供を進めてまいります。  税理士法人ハガックス  代表社員　芳賀保則 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。